

令和3年2月14日

関係機関・団体の皆様

宮城労働局 労働基準部  
健康安全課長 西村 秀樹

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格別の御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

また、2月13日に発生しました地震被害に遭われました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

その地震は、いまだ余震が治まらず、当面1週間程度は同程度の余震の発生の可能性も踏まえた適切な対応を求められているところでございます。

そうした中にありまして、多くの事業場の皆様におかれましては、本日・15日から事業場内の被害確認、機械設備の点検・補修等の上で事業を再開されることとなるのではと理解しております。

また、社会基盤の復旧等を担われていらっしゃる事業場におかれましては、地震発生直後から御尽力いただいておりますこと、自然災害発生の都度迅速に御対応いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

多くの働く皆様が様々な形で懸命にお仕事をされていらっしゃる中で、労働災害が発生することは非常に残念なことであり、あってはならないものであります。

しかし、過去の例からは、早期の事業再開や社会基盤の復旧を焦るあまり、丁寧な安全作業手順の一部を省略することによる労働災害が多く発生しております。

そのためには、非定常作業を含めて、十分に安全な作業計画の検討・作成・周知、適切な人員体制の確保、可能な範囲での単独作業の回避、防災情報の取得手段の確保、迅速な報告・連絡・相談とそれら情報の共有、基本的な安全作業手順及び対策の遵守、そして、新型コロナウイルス感染症を含む労働衛生対策の徹底を図っていただくことが何よりも重要となるところです。

また、厳寒の時期でもあり、屋外作業を中心としまして、作業は厳しいものが多いかと存じますが、今こそこれまで培ってこられた安全衛生に関するレベルの高さを発揮していただくときであります。

つきましては、貴機関・団体様から、関係事業場・傘下会員事業場等の皆様に対しまして、上記につきまして今一度注意喚起をしていただき、安心して安全・健康に働くことができる環境の確保が徹底され、なお一層労働災害防止対策が進みますよう御配慮くださいますようお願い申し上げます。